

坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品取扱要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品取扱要綱（平成29年坂戸市告示第345号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、坂戸市まちづくり応援寄附条例（平成20年坂戸市条例第30号）に基づく寄附を行った個人（当該寄附を行った日において市内に住所を有する者を除く。）とする。

(適用金額及び適用回数)

第3条 要綱第5条第2項又は第7条第2項の規定により登録の決定を受けた謝礼品（以下「登録謝礼品」という。）の贈呈は、1回につき10,000円以上の寄附があった場合に適用する。なお、年度内の適用回数は設けないものとする。

(登録謝礼品に係る寄附金額の設定)

第4条 寄附者が選択することができる登録謝礼品に係る寄附金額については、次に掲げる要件を満たすように、市が設定するものとする。

(1) 登録謝礼品の本体に係る金額は、寄附金額の100分の30以内であること。

(2) 市が坂戸市まちづくり応援寄附条例に基づく寄附の募集に関して支出する費用の総額が、原則として、当該年度における市の当該寄附金受領額の100分の50に相当する金額以下であること。

(ふるさと納税の趣旨に反する謝礼品)

第5条 要綱第4条第2号に定めるふるさと納税の趣旨に反するものは、国又は県から通知された内容のものとする。

(委託事業者への書類提出)

第6条 坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品に係る業務を本市から委託された事業者（以下「委託事業者」という。）から、その業務のために必要とする書類等の提出について依頼があった場合には、当該書類等を別途委託事業者に提出することとする。

(商品の概要を記載した書類の様式)

第7条 要綱第5条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第7条第1項第1号に定める商品の概要を記載した書類の様式は任意とする。ただし、別

表に掲げる項目を全て満たすものとする。

(登録謝礼品代等の請求及び支払い)

第8条 登録謝礼品の送付に要する費用の請求及び支払いについては、原則として委託事業者を経由して行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。

(坂戸市まちづくり応援寄附金特典制度実施要領の廃止)

2 坂戸市まちづくり応援寄附金特典制度実施要領(平成27年3月27日市長決裁)は、廃止する。

(施行期日)

3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

- (1) 商品名
- (2) 商品の規格
- (3) 商品の説明
- (4) 配送業者
- (5) 発送可能時期
- (6) 発送可能数
- (7) 発送方法
- (8) 発送のタイミング
- (9) お届け日の指定の可否
- (10) 賞味期限
- (11) その他留意事項
- (12) 出荷元情報